

IOSCO が、投資家に対する開示の適時性と頻度に関するレビューを公表

IOSCO 代表理事会は、本日(7月30日)、「証券規制に関する IOSCO 原則第 16 条及び第 26 条に基づく投資家への開示の適時性と頻度に関する遵守状況のテーマ別レビュー」(Thematic Review of the Implementation on the Timeliness and Frequency of Disclosure to Investors according to Principles 16 and 26 of the IOSCO Objectives and Principles Securities Regulation)を公表した。

本レポートでは、証券規制に関する IOSCO 原則第 16 条及び第 26 条における、発行体と集団投資スキーム (CIS) による開示の適時性と頻度についてのテーマ別レビューの調査結果が示されている。投資判断に重要な情報の適時かつ適切な頻度での開示は、投資家保護と、公正、効率的かつ透明な市場の育成のために不可欠である。

レビューの目的は、下記の事項の適用に関する、レビュー参加法域における規制手法につき、現時点での範囲を記述することである。

- ・ 発行体に関する IOSCO 原則第 16 条。同原則では、決算、リスク及び投資判断にとって重要なその他の情報は、全て、正確かつ適時に開示すべきであるとしている。
- ・ 集団投資スキーム (CIS) に関する IOSCO 原則第 26 条。同原則では、特定の投資家にとっての CIS の適合性や、投資家の持分の価値を評価するために必要な開示を、規制により求めるべきであるとしている。

レビューの範囲は、レビュー参加法域における、発行体と CIS に関する、定期的な開示及び重要事項が生じた際の開示の枠組に限定されており、新規及び公開後の公募又は上場に関する、販売時の開示については対象となっていない。

原則第 16 条における開示については、本レビューにおいて、情報が開示されるか否か、いつ情報が開示されるかにつき、相違点を確認した。要件は、発行体や情報の種類によって異なっている。

原則第 26 条における開示については、すべてのレビュー対象法域において、CIS の価値、リスク及び報酬、費用について、適時の開示が求められていることが確認された。これは、多くの場合、目論見書やその他の提供書類の更新によって、達成されている。CIS の価値に影響を与えたり、CIS のユニットや株式への応募や償還に関する投資判断に影響を与えたりするような重大な変化が生じた際には、直ちに情報が提供される。

本レビューは、37 の法域が参加。本レビューは、イタリア (CONSOB) がリードし、フランス (AMF)、インド (SEBI)、日本 (金融庁)、英国 (FCA)、米国 (SEC)、IOSCO 事務局からメンバーが参加したレビューチームによって行われた。